

# 「静岡県ゼロエミッション事業に係る環境影響評価方法書の縦覧」が 7月2日より住民の根強い反対と不信が広がる中で実施された。

2005年7月3日

「ゴミゼロ静岡」市民ネットワーク 壺阪道也

基本協定が静岡県と大井川町、タクマグループの3社で2月15日に締結され、4月25日にタクマグループは特別目的会社「静岡ゼロエミコラエボ(株)」を設立した。以降環境アセス・関係法令許認可手続き(04~07年度)、施設の建設(07~09年度)、施設の稼働(09年度末)へのスケジュールを走り出した。このままでよいのだろうか？

## 1. 住民の声は届いていない？

静岡県は6月24日県議会で、「...一部に不安や疑問を持っている方がいるものの、周辺住民のほとんど誰もが環境アセスメントの実施を了解していないとは認識しておりません」と住民の不安や疑問は、一部であるとの認識を示している。だから、環境アセスメントの実施をしてもよいのだというわけだ。事実はどうなのか？

## 2. 「今後環境衛生施設は絶対に設けない」確約書に署名・捺印しても住民は無力なのか？

今年1月22日、基本協定締結直前の住民説明会の席上で「今後飯淵地区へは環境衛生施設は絶対に設けないこと」昭和53年7月10日付けの地元自治会と大井川町長との確約書の存在が正式に公けになった。以前からその存在が噂されていたものが出てきたのだ。何度も大井川町に住民側から、「確約書」の存在を確認していたのだが、「見つからない」と存在をばかしていた大井川町は、一転「確約書の効力は失効した」と一方的に住民側に通告してきている。一時、延期された基本協定締結も2月15日に実施されてしまった。1月22日も含めて、5回の住民説明会が開かれ208名の住民が参加し、数々の疑問が延々と投げられた。説明会の雰囲気は、かなり激しいもの

だったと聞いている。それでも、静岡県は「不安や疑問を持っているのが一部である」と言い張るのだろうか？

## 3. 住民は一貫して疑問を投げかけていた。

03年4月26日付け静岡新聞で「エコタウン事業」として公けにされたこの事業、住民からの聞き取り調査と住民の記録によれば、当初より疑問・反対の意見はくすぶっていたようだ。しかも、03年6月~8月にかけて計5回76名が山口まで宴会付きの視察旅行(大井川町の予算を使って、接待に近い感じ?)にもかかわらず、廃棄物焼却施設に対しては根強い不安が存在していた。

翌04年6月頃から、地元飯淵地区では、不安が広がり、住民の反対の意思が固まってきた。7月に公募開始の際の町による説明会ではその意思を明確に表明したが、9月に2度にわたる廃棄物焼却施設(大阪)の見学会を経て、10月に反対の要望書を完成し、12月に大井川町に提出した。

静岡県や大井川町は、住民の根強い不信と疑問、反対等の意思を実は知りながら、知らぬふりをしして？淡々とスケジュールをこなしているように写る。

## 4. 計画の性格が少しずつ変わっていないか？

焼却灰資源化事業というより、単なる産業廃棄物焼却施設！

事業の目的は、「県内で発生する廃棄物の県内処理や既存埋立廃棄物の掘り起こし、廃棄物を資源化する施設」である。しかし、タクマグループ(静岡ゼロエミコラボ株式会社)の事業内容は焼却灰資源化は当初500t/日から277t/日

へ減少、可燃廃棄物は450t/日より630t/日と増加している。1日1000tの廃棄物処理量は変わっていないが、焼却灰の比率が半分から、4分の1へ減少していることが特徴である。タクマグループが処理コストの高い焼却灰が当面集まらないだろうと、推定したからだろうか？平たく言えば、県と町の推薦の単なる産業廃棄物処理施設の色彩がより強いものとなってきている。

#### 5. 敷地(3.1ha)は狭すぎないか？

当初予定(03年)では堤防南側が含まれていたのが(推定合計10ha近く)現予定地の3.1haに1000t/日の廃棄物処理施設ができる。しかも4種類施設。静岡沼上清掃工場(200t×3)2.4ha、静岡西ヶ谷清掃工場(200t×2)6.4ha、清水八坂清掃センター(105t×2,50t)1.5ha、藤枝高柳(85t×3)1.7ha、浜松南部(150t×3)2.2ha 浜松北部(90t×4)1.5ha 富士宮(120t×2)3.1ha等と比べて、異常に狭い。それぞれの材料と製品のストックヤードが必要なのに。

#### 6. 「焼却灰は集まるのか？処理費用はいくらか？等々…」は密室で決められる。

基本協定によれば、「事業主体」はあくまで、タクマグループであり、静岡県は「原料=廃棄物の供給に責任」を持ち、大井川町は「インフラ整備と住民の説得に責任」を持つとある。

その「責任」に基づき、4月26日静岡県ゼロエミッション事業市町村協議会(以下市町村協議会)を静岡県は開催した。その目的は「市町村等が事業者処理委託する廃棄物の種類や性状、量、

処理料金等、具体的な課題についての協議、その他県内における廃棄物の処理システムについて協議」である。県内では新浜松市圏、森町、富士市、富士川町、東伊豆町以外の全市町村が参加している。今後、年3回ほど開催する予定である。不参加を除く、静岡県内の今後、20年間の廃棄物供給計画を事業者に提供することを通して、処理コスト等を交渉する場である。

しかし、その「会議を公開とすることは、...困難である」(04年6月24日静岡県議会での知事答弁)とが静岡県の現在の考え方である。

#### 7. 住民無視？の大井川町は大丈夫か！

基本協定には「...事業予定地の地域の住民の理解と協力が本事業の実現に、不可欠であることを認識し、住民への情報公開並びに住民からの意見聴取及びその対応について、積極的に、かつ、誠意をもって行わなければならない。」と定め、その中止的役割として大井川町は「...住民の理解と協力及び地域課題に関する支援を行う...」となっている。

かつての確約書の失効、環境アセスの実施強行の後押しなど、大井川町の強引な進め方には大きな問題を感じる。

大井川町は、この事業を強行することによって、岸壁工事(港整備)などのインフラ整備、藤森処分場の掘り起し事業など、新たな予算の支出を強制される道を選ぼうとしてる。大井川港の活性化を目指したはずの「エコタウン事業」が「ゼロエミッション事業」と名前を変えたためか、底なし沼へ落ちていく予感さえする。

## 「静岡県ゼロエミッション事業」問題はここだ！

動き出した静岡県ゼロエミッション事業（焼却灰資源化事業 + ）

2005年6月29日

「ゴミプラザ静岡」市民ネットワーク 壺阪道也

民設・民営の「焼却灰資源化事業」の全貌が見え始めた。しかし、それは当初の「焼却灰資源化事業」というより、「産業廃棄物焼却施設」といえるものに変貌しつつあるようだ。用地 3.1ha は異常に狭く、本当の事業規模の全貌が見えているとは言い難い。県内の産廃処理はタクグループの権限で自由にできる。今後 20 年の静岡県廃棄物行政を決定することを非公開の中でやってしまおうという危険性がある。基本協定では、「地域の住民の理解と協力が本事業の実現に、不可欠」としながらも、大井川町は過去の確約書 = 「今後飯淵地区へは環境衛生施設は絶対に設けないこと」は、一方的解釈で、失効したと言う。この大井川町の住民無視の姿勢は、本来なら、静岡県からもタクグループからすら強く批判されるべきものなのだ。

### (1) 民設・民営、資源化事業

静岡県ゼロエミッション事業の概要 公募要項より

...県内で発生する廃棄物の県内処理や既存埋立廃棄物の掘り起こしによる環境整備などを進めるもの  
...大井川港臨港部において、廃棄物を資源化する施設を設置・運営する...民間事業者を全国から公募

### (2) 企業グループの決定

・公募の発表 16.7.21・説明会 16.8.6・提出期間 16.8.6~9.6・企業グループの選定 16.12.24

タクマ・クボタ・明電舎・タクマテクノス・鈴与の5社

静岡ゼロエミコラボ株式会社 平成 17 年 4 月 25 日

### (3) 施設規模 処理廃棄物量

	タクグループ 提案施設・処理能力	公募資料見込み量(04.8)	当初計画(03.4)
可燃廃棄物	サ-マルサイクル施設 ( 廃棄物焼却発電施設 ) 630 t / 日	310 t / 日 廃プラ 80 t / 日 RDF67 t / 日 その他 164 t / 日	可燃物量 450 t / 日 溶融化ごみ量 100 t / 日
焼却灰・飛灰	マテリアルサイクル施設( 灰リサイクル施設 ) キルン・スト-カ設備 212 t / 日 灰洗浄設備 277 t / 日	470 t / 日 焼却灰 277 t / 日、汚泥 180 t / 日、ガラス屑等 15 t / 日	焼却灰飛灰 500 t / 日
バイオガス化施設	50 t / 日	260 t / 日 生ごみ 153 t / 日 動植物性残渣 104 t / 日	60 t / 日

静岡県内の一般廃棄物 156 万 t その焼却灰 23 万 t 1 日 7 割 640t(780t)

当初の焼却灰資源化事業というより、産廃焼却場としての性格を強くしている。民設民営の性格から、安定供給は、焼却廃棄物 = 産業廃棄物処理施設にならざるを得ないのだろうか？

#### (4) 用地

大井川町飯淵字港区 2038-3 他 3.1ha

建設着工時から 20 年間大井川町より賃貸で期間終了までに施設を解体撤去して町に返還。但し協議により更新することができる。

借地料 約 2079 万円/年 固定資産税 223.5 円/㎡相当額の 3 倍

新沼上清掃工場(200t×3)2.4ha 西ヶ谷清掃工場(200t×2)6.4ha 八坂清掃センター(105t×2,50t)1.5ha 高柳(85t×3)1.7ha 浜松南部(150t×3)2.2ha 浜松北部(90t×4)1.5ha 富士宮(120t×2)3.1ha

**施設規模と比べ、敷地面積が異常の狭いことがわかる。用地取得を考えているのだろうか？大規模な用地変更は、途中から可能か？**

#### (5) 市町村の対応（廃棄物がどれくらい集まるか？） (3)と密接不可分

1月27日～2月7日 7回243人の参加で圏域市町村説明会を開催

2月15日3者による基本協定の締結

3月8日市町村参加意向調査の実施 3月18日締め切り

新浜松市圏、富士市、富士川町、東伊豆町が不参加

4月26日静岡県ゼロエミッション事業市町村協議会

目的 市町村等が事業者処理委託する廃棄物の種類や性状、量、処理料金等、具体的な課題についての協議。その他県内における廃棄物の処理システムについて

05年6月24日静岡県本会議における答弁

なお「市町村協議会」につきましては、県内6地区で事業者と市・町が廃棄物の種類、量、処理料金、運搬方法等を交渉する場であり、この会議を公開とすることは、率直な意見の交換、意思決定の中立性などから、困難であると考えております。

今後20年の静岡県の廃棄物処理のあり方を決めることが非公開で行われることへの危険性

#### (6) 基本協定他

基本協定

第一条 (三者は) …公募要項、公募要項に基づく質疑回答書…を遵守しなければならない。

第4条 静岡県は、本事業の遂行に必要な原料の安定的な確保、本事業で生じる物質の有効利用、国等の補助金制度等の情報提供を行うものとする。

公募要項 第1事業の目的及び概要 3公募概要 (4)施設の整備・運営

選定事業者は、県・町と基本協定を締結し、自らの責任において施設整備に必要な許認可等の手続を行い、施設の整備・運営を行います。

公募要項 第2公募条件等 2処理見込み廃棄物と搬入 (1)処理見込み廃棄物

表「処理見込み廃棄物の種類と量」 …今後、受入条件等を提示することにより、廃棄物の種類や量が増減することがあるなど、確定したものでなく、また処理見込み廃棄物の種類や量の確保について、保証するものではありません。…

質問 8 公募要項で該当する箇所 第1 - 3 - (4) P 1

施設の運営時に事業者は4頁に示されている参考にすべき処理見込廃棄物の種類と量の処理責任は負っていないと理解していますが宜しいでしょうか。もし処理責任を負う場合、その根拠となる契約書(又は協定書等)はどれでしょうか。またそのときの処理見込廃棄物の種類と量の供給責任者は誰でしょうか。

回答

処理見込廃棄物の種類と量は、事業計画提案書を作成するための参考資料です。このため、選定事業者の受け入れ条件を市町村等の排出事業者に提示し、双方協議の上、処理委託契約により処理する廃棄物の種類や量が決定されます。よって、処理する廃棄物の種類と量の供給責任は、処理委託契約を締結する市町村等の排出事業者となります。

質問 9 公募要項で該当する箇所 第1 - 3 - (4) P 1

事業リスクを軽減するため、実際の処理廃棄物の量が、処理能力を下回る場合、廃掃法の適用範囲内で、事業者の判断で県内外から新たな廃棄物を集めて処理することは可能であると理解していますが宜しいでしょうか。

回答

原則、県内から排出される廃棄物を対象としますが、県外の廃棄物を処理する場合は、県をはじめ地元住民や町との協議事項といたします。

質問 31 公募要項で該当する箇所 第2 2 (1) P 4

「処理見込廃棄物の種類と量」について、処理見込廃棄物の現在の処理方法及び処理料金をご教示願います。

回答

処理方法については、焼却、埋立、堆肥化、セメント化、溶融化等となっております。処理料金については、把握しておりません。

事業の概要、権限等は、基本協定、公募要項、公募要項に基づく質疑回答書がすべてである。事業主体はあくまで、タマグループであり、静岡県は原料=廃棄物の供給に責任を持ち、大井川町はインフラ整備と住民の説得に責任を持つ。企業は自身の判断で基本協定の解除ができない。つまりタマグループは事業参加=利権参加の権利を得られたと解すべき。県は原料供給の責任を持ちながら、具体的な供給責任は市町村との契約である。県内の産廃処理はタマグループの権限で自由にできる。

## (7) 住民合意

基本協定(甲=静岡県 乙=大井川町 丙=タマグループ)

### 第1条

4 甲、乙及び丙は、事業予定地の地域の住民(以下「住民」という。)の理解と協力が本事業の実現に、不可欠であることを認識し、住民への情報公開並びに住民からの意見聴取及びその対応について、積極的に、かつ、誠意をもって行わなければならない。

(住民説明会等への協力等)

第2条 甲及び丙は、乙が開催する住民説明会等に協力するとともに、住民の意見、質疑、要望等に対しては、誠意をもって対応するものとする。

第4条 2 乙は、住民の理解と協力及び地域課題に関する支援を行う...

< 確約書を巡る経過 >

確約書 昭和53年7月10日

環境管理センター建設に際し、基本的条件、公害防止条件、附帯条件についての合意事項の確認

基本的条件 「設置期間は10年」「公害発生の場合は撤去」他

公害防止条件 略

附帯条件 「今後飯淵地区へは環境衛生施設は絶対に設けないこと」他

確約書 63年5月14日

確約書(S53.7.10)の一部改正 基本的条件の一部改正

大井川環境管理センター再整備確約書 平成10年5月8日

確約書(S53.7.10)(S63.5.14)を改定する

基本的条件 「管理センターの設置期間は10年とする」を「管理センター設置期間は、平成11年3月31日までとする」

この一部改正については、平成10年7月10日から効力を発生し、平成11年3月31日までとする

確認書 平成11年3月23日

新施設建設に関し、基本的事項、公害防止事項、についての合意

大井川町の見解 の平成10年5月8日で失効した

静岡県の見解 大井川町と地元の話し合うもの 静岡県議会 05.6.24

基本協定では、「地域の住民の理解と協力が本事業の実現に、不可欠」としながらも、過去の確約書は、一方的解釈で、失効したる言う大井川町の姿勢は、静岡県からもタカマガループからも強い批判されるべきもの